黒部市介護助手活用促進事業実施要綱によるチェックリスト①
（交付申請時用）

申請者住所　黒部市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申請書受付日　令和　　年　　月　　日

交付申請時に各項目のチェックを願います。

第２条関係

□　黒部市に所在がある介護サービス事業所・施設等である。

□　当該介護助手の雇用又は派遣による受入れ等の開始後１年の期間においては、廃止又は全体を休止せず、入所者、入居者又は利用者に対しサービスを提供していく。
（このチェック項目は実績報告で再度確認します。）

□　国、都道府県又は市町村が運営するものでないこと。

□　国、都道府県又は市町村から委託又は指定管理者の指定を受けて運営するものでないこと。

□　要綱の別表（第１条関係）に掲げる介護サービス事業所・施設等を運営する団体又は法人等（以下 介護サービス事業者）である。
（該当施設に〇つける）

根拠法令	区分	介護サービス事業所・施設等
介護保険法（平成９年法律第123号）	入所系	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（空床型を除く。） 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（空床型を除く。）
	通所系	通所介護 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護

□　介護助手の仕事内容は介護職員による専門的な知識・技術を必要とする業務以外の「食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイキング、ゴミ捨て」等の身体介護を伴わない業務（以下「周辺業務」であること。
※詳しくは「富山県作成「介護助手導入の手引き４ページ」（富山県ホームページ https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kaigojoshu10.html）を参考してください。

第３条関係

□　事業所における介護助手の業務内容を整理・分類し雇用等している。

□　本市の市税を滞納していない。（納税証明の添付が必要）

□　黒部市暴力団排除条例（平成24年黒部市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

□　以上の３つの要件を全て満たしている。

第４条関係

□　年度内に新たに雇用した介護助手1名分が対象。

□　補助金の対象費用は、当該介護助手に支払う給料の額30%相当が対象。

□　補助金対象となる介護助手は、１事業所１人1回限りであり、事業所が「黒部市介護助手活用促進事業」の適用されるのは今回が初めてである。

□　対象の介護助手は、過去に異なる事業所でこの補助金の交付対象となっていない。

□　当該介護助手の給料に対し、他の補助金の交付や助成を受けていない。

（チェックリストにて確認）

第５条関係

□　補助金は、１ケ月毎の給料額に30%を掛けて、雇用開始から完了までの見込月数分（上限12月）の合計額の100円未満を切り捨てし、上限25万円以内である。

第６条関係

□　申請日は介護助手を雇用等した日から起算して60日以内であること。

（ただし令和６年４月１日から9月18日までに雇用等を開始した場合は11月17日まで）

申請書時の添付書類は次のとおり

□　黒部市介護助手活用促進事業補助金交付申請書（様式第１号）

□　就労証明書（様式第２号）又はそれに代わる書類の写し

□　当該介護助手の雇用等が分かる書類及び交付対象期間における月額の給料の額が分かる書類の写し（雇用契約書の写し等）

□　本市の納税証明書又はその写し（発行から３月以内のもの）

□　介護助手の業務内容を示した書類

□　その他市長が必要と認める書類（後日、市より提出を求められた場合）

交付申請時のチェックはここまでです。申請書と一緒に提出してください

＊＊＊＊＊＊＊　以下記入不要　（市で行う事務作業用）　＊＊＊＊＊＊＊

第７条関係チェック（交付の決定通知）

□　申請書を受理したときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、交付の可否を決定し、補助金交付（または不交付）決定通知書（様式第３号）により通知している。

黒部市介護助手活用促進事業実施要綱によるチェックリスト②
（実績報告用）

申請者住所　黒部市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申請書受付日　令和　　年　　月　　日

事業終了した後、実績報告の提出時に項目のチェックを願います。

第８条関係チェック

□　交付対象期間終了後60日以内に、様式第４号「実績報告書」を提出している。

□　交付対象期間に当該介護助手に支払った月別の給料の額が分かる書類又はその写しを添付した。

□　当該介護助手の雇用又は派遣による受入れ等で開始後１年の期間において、廃止又は全体を休止せず、入所・入居者又は利用者に対しサービスを提供した。（第２条より）

□　その他市長が必要と認める書類(後日市より提出を求められた場合)

実績報告提出時の事業者のチェックはここまでです。実績報告と合わせて提出願います

＊＊＊＊＊＊＊　以下記入不要　（市で行う事務作業用）　＊＊＊＊＊＊＊

第９条関係チェック

□　市は、実績報告書があり、審査により補助金を交付すべきと認めた場合は、様式第５号にて「額の確定通知書」を通知する。

（補助金の支払）

□　市長は、補助金の額の確定後において事業者からの請求書により指定する口座に振込にて補助金を支払う。

（補助金の返還）

□　市は、補助金の交付対象者が次の各号の場合は、補助金の返還を命ずる。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽、偽りがあった場合。

(2) 事業実施において不正な行為があった場合。